

## II 参考

### 1 厚生労働省における政策体系（基本目標、施策大目標及び施策目標） （第3期＝平成24年度～平成28年度）～政策評価の対象～

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策大目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3) 施策目標は、施策大目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。

#### 政策評価に関する厚生労働省の基本目標

《国民の生命や健康を守るための環境づくりを推進する》	
I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
II	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
《意欲のあるすべての者が働くことができる社会を実現する》	
III	ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
IV	意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること
V	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
《安心して子どもを産み育てられる社会を実現する》	
VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
《地域で健康に長寿を迎えられる社会を実現する》	
VII	ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
VIII	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
《国際貢献、科学技術の振興及びIT化の推進を図る》	
X	国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
X I	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
X II	国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること
《国民に信頼される行政の実現を図る》	
X III	国民に信頼されるとともに、職員一人一人がやりがいをもって働くことができる体制を確立すること

## 政策体系（基本目標、施策大目標、施策目標）

平成26年4月

### 基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
施策大目標2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
2-2	医療従事者の資質の向上を図ること
施策大目標3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
3-1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること
3-2	医療安全確保対策の推進を図ること
施策大目標4	国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること
4-1	政策医療を向上・均てん化させること
施策大目標5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
5-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること
5-3	適正な移植医療を推進すること
5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること
施策大目標6	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること
6-1	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること
6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること
6-3	医薬品の適正使用を推進すること
施策大目標7	安全な血液製剤を安定的に供給すること
7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
施策大目標8	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
8-1	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
施策大目標9	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
9-1	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
9-2	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
施策大目標10	妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること
10-1	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること
10-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること
10-3	安全・安心な職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ施策目標2-1を参照）
10-4	母子保健衛生対策の充実を図ること（基本目標Ⅵ施策目標5-1を参照）

- 10-5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいつくり及び社会参加を推進すること（基本目標Ⅸ施策目標3-1を参照）

施策大目標11 健康危機管理を推進すること

- 11-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

## 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標1 食品等の安全性を確保すること

- 1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

施策大目標2 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

- 2-1 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

施策大目標3 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること

- 3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

施策大目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

- 4-1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること

- 5-1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること

## 基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標1 労働条件の確保・改善を図ること

- 1-1 労働条件の確保・改善を図ること  
1-2 最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業への支援を推進すること

施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

- 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

施策大目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を行うこと

- 3-1 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること  
3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を行うこと

施策大目標4 勤労者生活の充実を図ること

- 4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること  
4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること

施策大目標5 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること（基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照）

施策大目標6 安定した労使関係等の形成を促進すること

- 6-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を行うとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

施策大目標7 個別労働紛争の解決の促進を図ること

- 7-1 個別労働紛争の解決の促進を図ること

施策大目標8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

8-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

**基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること**

施策大目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること

施策大目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること

2-1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること

施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

施策大目標4 失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障等を行うこと

4-1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

施策大目標5 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

5-1 求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

**基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること**

施策大目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること

1-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること

施策大目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること

2-1 若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること

2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること

施策大目標3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること

3-1 技能継承・振興のための施策を推進すること

**基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること**

施策大目標1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること

1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること

施策大目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること

2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること

2-2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること

2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること

施策大目標3	子ども及び子育て家庭を支援すること
--------	-------------------

3-1 子ども及び子育て家庭を支援すること

施策大目標4	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること
--------	--

4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること

施策大目標5	母子保健衛生対策の充実を図ること
--------	------------------

5-1 母子保健衛生対策の充実を図ること

施策大目標6	ひとり親家庭の自立を図ること
--------	----------------

6-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること

## 基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標1	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
--------	--------------------------

1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

施策大目標2	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
--------	--

2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

施策大目標3	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること
--------	---------------------------------

3-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること

施策大目標4	戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること
--------	--

4-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと

4-2 戦没者遺骨収集帰還事業等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること

4-3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること

4-4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること

## 基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策大目標1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
--------	--

1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

1-2 障害者の雇用を促進すること（基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照）

## 基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
--------	------------------------------

1-1 国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること

1-2 公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること

1-3 企業年金等の健全な育成を図ること

1-4 企業年金等の適正な運営を図ること

施策大目標2	高齢者の雇用就業を促進すること（基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照）
施策大目標3	高齢者の健康づくり・生きがいつくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいつくり及び社会参加を推進すること
3-2	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

## 基本目標Ⅹ 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策大目標1	国際社会への参画・貢献を行うこと
1-1	国際機関の活動への参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること
1-2	二国間等の国際協力を推進し、連携を強化すること
施策大目標2	国際化に対応した施策を推進すること（再掲）
2-1	感染症の発生・まん延の防止等を図ること（基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照）
2-2	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること（基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照）
2-3	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること（基本目標Ⅸ施策目標1-1を参照）
2-4	外国人労働者対策を推進すること（基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照）

## 基本目標ⅩⅠ 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

施策大目標1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
1-1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
施策大目標2	研究を支援する体制を整備すること
2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること
施策大目標3	厚生労働分野の研究開発を推進すること（※再掲）
3-1	感染症の発生・まん延の防止を図るための研究開発を推進すること（基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照）
3-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開発を推進すること（基本目標Ⅰ施策目標5-2を参照）
3-3	新医薬品・医療機器等の研究開発を推進すること（基本目標Ⅰ施策目標8-1を参照）
3-4	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図る研究開発を推進すること（基本目標Ⅰ施策目標10-2を参照）
3-5	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること（基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照）

※再掲：基本目標ⅩⅠ施策中目標3-1～5は、研究開発のうち主なものを列挙したものである。

## 基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策大目標1	電子行政推進に関する基本方針を推進すること
1-1	行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること
1-2	社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること

施策大目標2	医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること（再掲）
2-1	医療情報化インフラの普及ための取組みを推進すること（基本目標Ⅰ施策目標3-1を参照）
2-2	レセプトオンライン化のための取組みを推進すること（基本目標Ⅰ施策目標9-1を参照）
施策大目標3	その他の政策分野における情報化を推進すること（再掲）
3-1	仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること（基本目標Ⅲ施策目標4-1を参照）
3-2	求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組みを推進すること（基本目標Ⅳ施策目標1-1を参照）
3-3	女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること（基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照）
<b>基本目標ⅩⅢ</b>	<b>国民に信頼されるとともに、職員一人一人がやりがいをもって働くことができる体制を確立すること</b>
施策大目標1	情報発信、情報公開と効率的・効果的な業務運営を図ること
1-1	国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと
1-2	コスト意識・ムダ削減を徹底するための取組を進めること
施策大目標2	職員の育成と職場環境の改善を図ること
2-1	次代の厚生労働行政を担う人物像に照らした適切な人事評価と前例にとられない適材適所の人事を推進すること
2-2	省に不足する能力の向上を図り、意欲と能力を兼ね備えた職員の育成を進めること
2-3	職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること
2-4	政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること

## 2 平成25年度に成立した主な法律等

法律名：駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成25年5月16日	施行年月日：平成25年5月16日
法律番号：15	主管部局：職業安定局雇用開発課
<p>1. 趣旨 駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況に鑑み、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ五年延長する。</p> <p>2. 概要 (1) 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正関係 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（平成二十五年五月十六日まで）を五年延長し、平成三十年五月十六日までとすることとした。 (2) 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正関係 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成二十五年六月三十日まで）を五年延長し、平成三十年六月三十日までとすることとした。</p>	

法律名：健康保険法等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成25年5月31日	施行年月日：平成25年5月31日（ただし下記にある(3)については、平成25年10月1日から施行）
法律番号：26	主管部局：保険局保険課
<p>1. 改正の趣旨 医療保険制度の安定的運営を図るため、中小企業の労働者とその家族が多く加入し、被用者保険のセーフティネットとして重要な役割を果たしている全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）に対して、財政支援措置等を講ずること。</p> <p>2. 改正法の主な内容 (1) 協会けんぽに対する財政支援措置 ① 協会けんぽの財政基盤の強化・安定化のため、平成22年度から平成24年度までの間講じてきた国庫補助率の13%から16.4%への引上げ措置を、平成26年度まで2年間延長する。 ② 後期高齢者支援金の負担方法について、被用者保険者等が負担する後期高齢者支援金の3分の1を、各被用者保険者等の総報酬に応じた負担とする特例を平成26年度まで2年間延長する。 ③ 協会けんぽの準備金について、平成26年度まで取り崩すことができる。 (2) 協会けんぽへの調査権限の委任 保険給付の適正化のため、保険給付に関する厚生労働大臣の事業主への立入調査等に係る事務を協会けんぽに委任する。 (3) 健康保険と労災保険の適用関係 健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷等について、労働者災害補償保険の給付対象とならない場合は、原則として、健康保険の給付対象とする。</p>	

法律名：戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成25年6月12日	施行年月日：平成25年6月12日（一部の規定は平成25年10月1日施行）
法律番号：40	主管部局：社会・援護局援護課
<p>1. 趣旨 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対して慰謝を行うため、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金国債の最終償還を迎える妻及び父母等に対して特別給付金を支給する。</p> <p>2. 概要 (1) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正 ① 特別給付金国債（四回目継続分）の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し、改めて特別給付金として額面二百万円、十年償還の無利子の国債を支給する。 ② 平成十五年四月一日以後に死亡した者の妻として、平成二十五年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として、額面二十万円、十年償還の無利子の国債を支給する。 ③ 平成二十五年十月一日において、戦傷病者等が平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡したことにより、戦没者等の妻として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有するに至った者に対し、特別給付金として額面六十万円、百二十万円、百八十万円又は二百万円、十年償還の無利子の国債を支給する。 (2) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正 ① 特別給付金国債（八回目継続分）の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面百万円、五年償還の無利子の国債を支給する。 ② 平成十五年四月一日以後に死亡した者の父母等として、平成二十五年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者の父母等に対し、特別給付金として額面十万円、五年償還の無利子の国債を支給する。</p>	

法律名：障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律	
公布年月日：平成25年6月19日	施行年月日：平成28年4月1日（ただし、下記にある2. は平成30年4月1日、3.（障害者の範囲の明確化に限る。）は公布日（平成25年6月19日）
法律番号：46	主管部局：高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課
<p>&lt;趣旨&gt; 雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応       <ol style="list-style-type: none"> <li>障害者に対する差別の禁止 雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱を禁止する。</li> <li>合理的配慮の提供義務 事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務づける。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。</li> <li>苦情処理・紛争解決援助           <ol style="list-style-type: none"> <li>事業主に対して、(1)(2)に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。</li> <li>(1)(2)に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例（紛争調整委員会による調整や都道府県労働局長による勧告等）を整備</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>法定雇用率の算定基礎の見直し 法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行（平成30年）後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。</li> <li>その他 障害者に範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる。</li> </ol>	

法律名：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律	
公布年月日：平成25年6月19日	施行年月日：平成26年4月1日（ただし、下記にある(4)①については平成28年4月1日施行）
法律番号：47	主管部局：社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
<ol style="list-style-type: none"> <li>趣旨 精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針（大臣告示）の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う。</li> <li>概要       <ol style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定 厚生労働大臣が、精神障害者の医療の提供を確保するための指針を定めることとする。</li> <li>保護者制度の廃止 主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除する。</li> <li>医療保護入院の見直し           <ol style="list-style-type: none"> <li>医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等（*）のうちのいずれかの者の同意を要件とする。 *配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。該当者がいない場合等は、市町村長が同意の判断を行う。</li> <li>精神科病院の管理者に、               <ul style="list-style-type: none"> <li>医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（精神保健福祉士等）の設置</li> <li>地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）との連携</li> <li>退院促進のための体制整備を義務付ける。</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>精神医療審査会に関する見直し           <ol style="list-style-type: none"> <li>精神医療審査会の委員として、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」を規定する。</li> <li>精神医療審査会に対し、退院等の請求をできる者として、入院者本人とともに、家族等を規定する。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	

法律名：公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成25年6月26日	施行年月日：平成26年4月1日
法律番号：63	主管部局：年金局企業年金国民年金基金課
<p>1. 法律の趣旨 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、①厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うとともに、②国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の所要の措置を講ずる。</p> <p>2. 法律の概要 (1) 厚生年金基金制度の見直し ① 施行日以降は厚生年金基金の新設は認めない。 ② 施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。 ③ 施行日から5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。 ④ 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。 (2) 第3号被保険者の記録不整合問題（※）への対応。 保険料納付実績に応じて給付するという社会保険の原則に沿って対応するため、以下の措置を講ずる。 ① 年金受給者の生活の安定にも一定の配慮を行った上で、不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正 ② 不整合期間を「カラ期間」（年金額には反映しないが受給資格期間としてカウント）扱いとして、無年金となることを防止 ③ 過去10年間の不整合期間の特例追納を可能とし、年金額を回復する機会を提供（3年間の時限措置） （※）サラリーマン（第2号被保険者）の被扶養配偶者である第3号被保険者（専業主婦等）が、第2号被保険者の離職などにより、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとなっていて不整合が生じている問題。 (3) その他 障害・遺族年金の支給要件の特例措置及び国民年金保険料の若年者納付猶予制度の期限を10年延長する。</p> <p>3. 施行期日 (1) は、平成26年4月1日 (2) は、平成25年7月1日（③は平成27年4月1日、②は平成30年4月1日） (3) は、公布日（平成25年6月26日）</p>	

法律名：薬事法等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成25年11月27日	施行年月日：平成26年11月下旬予定
法律番号：84	主管部局：医薬食品局総務課
<p>&lt;趣旨&gt; 革新的な医薬品や医療機器などが安全かつ迅速に国民に提供されるようにするため、医薬品や医療機器などの添付文書の届出義務の創設、医療機器の登録認証機関による認証範囲の拡大、再生医療製品の条件・期限付承認制度を創設する</p> <p>&lt;概要&gt; 1. 医薬品、医療機器等に係る安全対策の強化 (1) 薬事法の目的に、保健衛生上の危害の発生・拡大防止のため必要な規制を行うことを明示する。 (2) 医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保等に係る責務を関係者に課す。 (3) 医薬品等の製造販売業者は、最新の知見に基づき添付文書を作成し、厚生労働大臣に届け出るものとする。</p> <p>2. 医療機器の特性を踏まえた規制の構築 (1) 医療機器の製造販売業・製造業について、医薬品等と章を区分して規定する。 (2) 医療機器の民間の第三者機関による認証制度を、基準を定めて高度管理医療機器にも拡大する。 (3) 診断等に用いる単体プログラムについて、医療機器として製造販売の承認・認証等の対象とする。 (4) 医療機器の製造業について、許可制から登録制に簡素化する。 (5) 医療機器の製造・品質管理方法の基準適合性調査について、合理化を図る。</p> <p>3. 再生医療等製品の特性を踏まえた規制の構築 (1) 「再生医療等製品」を新たに定義するとともに、その特性を踏まえた安全対策等の規制を設ける。 (2) 均質でない再生医療等製品について、有効性が推定され、安全性が認められれば、特別に早期に、条件及び期限を付して製造販売承認を与えることを可能とする。</p> <p>4. 題名 薬事法の題名を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。</p> <p>&lt;施行日&gt; 平成26年11月下旬予定</p>	

法律名：薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成25年12月13日	施行年月日：下記のとおり
法律番号：103	主管部局：医薬食品局総務課
<p>&lt;趣旨&gt;          一般用医薬品のインターネット販売に関する最高裁判決等を踏まえ、医薬品及び薬剤の使用に際しての安全性の確保を図るため、医薬品の販売業等に関する規制の見直しを行うほか、指定薬物による保健衛生上の危害の発生を防止するため、その所持等を禁止する等の措置を講ずる。</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般用医薬品の販売方法に関するルールの整備             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第1類医薬品は、これまでどおり薬剤師が販売し、その際は、                 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 年齢、他の医薬品の使用状況等について、薬剤師が確認</li> <li>② 適正に使用されると認められる場合を除き、薬剤師が情報提供することとする。</li> </ol> </li> <li>(2) その他の販売方法に関する遵守事項は、法律に根拠規定を置いて省令等で規定するものとする。</li> </ol> </li> <li>2. 要指導医薬品の販売に関する安全確保のための仕組みの整備             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) スイッチ直後品目や劇薬については、他の一般用医薬品とは性質が異なるため、要指導医薬品（※今回新設）に指定し、薬剤師が対面で情報提供・指導するものとする。                  （※）医療用から一般用に移行して間もなく、一般用としてのリスクが確定していない薬</li> <li>(2) スイッチ直後品目については、原則3年で一般用医薬品へ移行させ、ネット販売可能劇薬等については、他の一般用医薬品とはその性質が異なるため、医療用医薬品（処方せんに基づき提供される医薬品）に準じた形での慎重な販売や使用を促すための仕組み（対面での販売）を設ける。</li> </ol> </li> <li>3. その他             <p>医療用医薬品については、人体に対する作用が著しく、重篤な副作用が生じるおそれがあるため、これまでどおり※薬剤師が対面で情報提供・指導するものとする。</p> <p>（※）これまでは、省令で対面販売を規定</p> </li> <li>4. 指定薬物の所持等の禁止             <p>指定薬物は、医療等の用途以外の用途に供するために所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならないものとする。</p> </li> </ol> <p>&lt;施行日&gt;          平成26年6月12日（ただし、4の規定については、平成26年4月1日）</p>	

法律名：生活保護法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成25年12月13日	施行年月日：平成26年7月1日 (一部(※)平成26年1月1日)
法律番号：104	主管部局：社会・援護局保護課
<p>1. 趣旨 必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずる。</p> <p>2. 概要</p> <p>(1) 就労による自立の促進 安定した職業に就くことにより保護からの脱却を促すための給付金を創設する。</p> <p>(2) 健康・生活面等に着眼した支援 受給者それぞれの状況に応じた自立に向けての基礎となる、自ら、健康の保持及び増進に努め、また、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。(※)</p> <p>(3) 不正・不適正受給対策の強化等 ・福祉事務所の調査権限を拡大する(就労活動等に関する事項を調査可能とするとともに、官公署の回答義務を創設する。) ・罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乘せをする。 ・不正受給に係る返還金について、本人の事前申出を前提に保護費と相殺する。 ・福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする。</p> <p>(4) 医療扶助の適正化 ・指定医療機関制度について、指定(取消)に係る要件を明確化するとともに、指定の更新制を導入する。 ・医師が後発医薬品の使用を認めている場合には、受給者に対し後発医薬品の使用を促すこととする。(※) ・国(地方厚生局)による医療機関への直接の指導を可能とする。</p>	

法律名：生活困窮者自立支援法	
公布年月日：平成25年12月13日	施行年月日：平成27年4月1日
法律番号：105	主管部局：社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
<p>1. 趣旨 生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。</p> <p>2. 概要</p> <p>(1) 福祉事務所設置自治体は、生活困窮者の自立に向けた包括的・継続的な相談支援を行う「自立相談支援事業」及び離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給する。(必須事業)</p> <p>(2) 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。(任意事業) ・就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」 ・住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」 ・家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」 ・生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業</p> <p>(3) 都道府県知事等は、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う「就労訓練事業」を実施する事業者の認定を行う。</p> <p>(4) 費用負担 ・自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3/4 ・就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2/3 ・家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1/2</p> <p>3. 施行日 平成27年4月1日</p>	

法律名：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律	
公布年月日：平成25年12月13日	施行年月日：平成26年10月1日
法律番号：106	主管部局：社会・援護局 援護企画課 中国残留邦人等支援室
<p>1. 改正の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行法は中国残留邦人等の帰国の促進について定めるとともに、永住帰国した中国残留邦人等とその配偶者に対して、その自立支援のため以下の支給を行うこととしている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 満額の老齢基礎年金（中国残留邦人等）</li> <li>② 生活保護と同水準の支援給付（中国残留邦人等とその配偶者）</li> </ul> </li> <li>○ 中国残留邦人等が亡くなった後は、配偶者に対しては、①の年金支給はなくなり、②の支援給付（夫婦世帯の3分の2）のみになる。また、配偶者の大半は、(i) 高齢、(ii) 日本語が不自由、(iii) 日本の生活習慣に不慣れのため、②の支援給付だけでは日本で生活することは困難</li> <li>○ このため、中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、中国残留邦人等の死亡後に支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。</li> </ul> <p>2. 改正の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 題名に「特定配偶者の自立の支援」を規定するとともに、目的規定で「特定配偶者の自立の支援を行う」旨明確化</li> <li>○ 支援の対象となる配偶者を「特定配偶者」とし、特定配偶者を「特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者」と定義</li> <li>○ 特定中国残留邦人等が亡くなった後も支援給付を受給できる配偶者を特定配偶者に限定。なお、経過措置により、改正法施行時に現に支援給付を受けている配偶者であって「特定配偶者」に該当しないものについては、引き続き支援給付を行う。</li> <li>○ 以下の通り配偶者支援金の支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 配偶者支援金の支給は、支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行う。</li> <li>② 配偶者支援金の額は、老齢基礎年金（満額）の2/3相当額とする旨規定（支給額は、月額43,250円（平成25年度ベース））</li> <li>③ 配偶者支援金の財源は、全額国費で措置する。</li> </ul> </li> <li>○平成26年10月1日施行</li> </ul>	

法律名：がん登録等の推進に関する法律	
公布年月日：平成25年12月13日	施行年月日：一部を除き、公布日から3年を超えない範囲で、政令で定める日
法律番号：111	主管部局：健康局がん対策・健康増進課
<p>(目的)</p> <p>がんが国民の生命と健康にとって重大な問題となっていることから、がん対策基本法の趣旨を踏まえ、がん医療の質の向上や国民へのがんに関する情報提供の充実など含め、科学的知見に基づきがん対策を実施するため、全国がん登録の実施、院内がん登録の推進やがん登録により得られた情報の活用等について定め、がんに関する調査研究を推進し、がん対策を一層充実させる。</p> <p>(概要)</p> <p>1. 基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 全国がん登録により、広範な情報収集を図り、罹患等の状況をできる限り正確に把握する。</li> <li>② 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る。</li> <li>③ がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る。</li> <li>④ がん登録等の情報について、民間を含め、がんに係る調査研究に活用され、その成果が国民に還元されるようにする。</li> <li>⑤ がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護する。</li> </ul> <p>2. 全国がん登録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国（独立行政法人国立がん研究センター）に全国がん登録データベースを置く。</li> <li>② 全ての病院のがん罹患情報の届出を義務化する（診療所は手上げ方式）。</li> <li>③ 市町村は国に死亡者情報票を提出する。</li> <li>④ 全国がん登録の情報の利用の限度等を定めるとともに、情報の保護等を図る。</li> </ul> <p>3. 院内がん登録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 院内がん登録の推進を図る。</li> </ul> <p>4. 人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等を実施する。</li> </ul> <p>5. がん登録等の情報の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国、地方公共団体、病院、診療所、研究者は、全国がん登録等により得られた情報を活用し、がん対策の充実やがん医療の質の向上等に努める。</li> </ul>	

法律 名：持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律	
公布年月日：平成25年12月13日	施行年月日：平成25年12月13日
法律番号：112	主管部局：政策統括官付社会保障担当参事官室
<p>1. 趣旨</p> <p>社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」として、社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革の全体像・進め方等を明示し、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進することを目的とするもの</p> <p>2. 概要</p> <p>(1) 講ずべき社会保障制度改革の措置等</p> <p>医療制度、介護保険制度等の改革について、改革の検討項目、改革の実施時期と関連法案の国会提出時期の目途を明らかにするもの</p> <p>① 少子化対策</p> <p>イ 幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的な提供、待機児童解消加速化プラン等の実施に必要な措置（子ども・子育て支援新制度、保育緊急確保事業、保育所運営費の確保、社会的養護の充実）等を着実に実施</p> <p>ロ 次世代育成支援対策推進法（平成26年度までの時限立法）の延長を検討</p> <p>② 医療制度</p> <p>イ 医療サービス等の提供体制</p> <p>必要な措置を平成29年度までに講じる。このために必要な法律案の平成26年度通常国会への提出を目指す。</p> <p>【主な検討事項】</p> <p>(イ) 病床機能報告制度の創設、地域の医療提供体制の構想の策定とこれを実現するために必要な措置（必要な病床の適切な区分の設定、都道府県の役割の強化等）、新たな財政支援制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方</p> <p>(ロ) 地域における医師、看護師等の確保及び勤務環境の改善 等</p> <p>ロ 医療保険</p> <p>必要な措置を平成26年度から29年度までを目途に順次講ずる。このために必要な法律案の平成27年通常国会への提出を目指す。</p> <p>【主な検討事項】</p> <p>(イ) 国保の財政支援の拡充、国保の保険者・運営等の在り方の改革</p> <p>(ロ) 平成25年健保法等改正法附則2条に規定する所用の措置（協会けんぽの国庫補助率や高齢者の医療の費用負担の在り方）等</p> <p>ハ 難病対策等</p> <p>必要な措置を平成26年度を目途に講ずる。このために必要な法律案の平成26年通常国会への提出を目指す。</p> <p>【主な検討事項】</p> <p>(イ) 難病対策に係る都道府県の超過負担の解消</p> <p>(ロ) 公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立</p> <p>③ 介護保険制度</p> <p>必要な措置を平成27年度を目途に講ずる。このために必要な法律案の平成26年通常国会への提出を目指す。</p> <p>【主な検討事項】</p> <p>イ 地域包括ケアの推進（在宅医療・在宅介護の連携強化、高齢者の生活支援・介護予防に関する基盤整備、認知症施策）</p> <p>ロ 地域支援事業の見直しと併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し 等</p> <p>④ 公的年金制度</p> <p>イ 年金改革関連4法による措置を着実に実施。</p> <p>ロ マクロ経済スライドの在り方、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方、高所得者の年金給付及び年金課税の在り方等について検討し必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 社会保障制度改革の推進体制の整備</p> <p>上記(1)の円滑な実施を推進するとともに、引き続き、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うため、関係閣僚からなる社会保障制度改革推進本部（関係閣僚）、有識者からなる社会保障制度改革推進会議（有識者）を整備</p>	

法律名：雇用保険法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成26年3月31日	施行年月日：平成26年4月1日（ただし、下記にある2. は平成26年10月1日、3. (2) は公布日）
法律番号：13	主管部局：職業安定局雇用保険課
<p>&lt;趣旨&gt;          現下の雇用情勢を踏まえ、雇用保険制度において、基本手当、就業促進手当、教育訓練給付及び育児休業給付金の給付の拡充並びに暫定措置の新設及び延長等の措置を講ずる。</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <p>1. 育児休業給付の充実          育児休業給付（休業開始前賃金の50%を支給）について、休業開始後6月につき、休業開始前賃金に対する給付割合を67%に引き上げる。</p> <p>2. 教育訓練給付金の拡充及び教育訓練支援給付金の創設          (1) 教育訓練給付（受講費用の2割を支給、給付上限10万円）の拡充          中長期的なキャリア形成を支援するため、専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する講座を受ける場合に、          ・給付を受講費用の4割（上限年間32万円）に引上げ          ・資格取得等の上で就職に結びついた場合には、受講費用の2割（上限48万円）を追加的に支給          (2) 教育訓練支援給付金の創設          45歳未満の離職者が上記の教育訓練を受講する場合、訓練期間中は、基本手当の半額を支給する。（平成30年度までの暫定措置）</p> <p>3. その他          (1) 就業促進手当（再就職手当）の拡充          早期再就職した雇用保険受給者が、離職前の賃金と比べて再就職後の賃金が低下した場合には、6月間職場に定着することを条件に、従来の給付（基本手当の支給残日数の50%～60%に基本手当日額を乗じた額を一時金として支給）に加えて、低下した賃金の6月分を一時金として追加的に給付する。（基本手当支給残日数の40%を上限）          (2) 平成25年度末までの暫定措置の3年間の延長          ① 解雇、雇止めなどによる離職者の所定給付日数を60日間延長する個別延長給付について、要件を厳格化した上で延長する。          ② 雇止め等の離職者（特定理由離職者）について、解雇等による離職者と同じ給付日数の基本手当を支給する暫定措置を延長する。</p>	

### 3 年表

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時代背景	施策等		
昭和 13	近衛	木戸		13年 厚生省創設	12年 保健所法 13年 国民健康保険法 14年 職員健康保険法、船員保険法		
		平沼				廣瀬	
	阿部	小原・秋田		16年 太平洋戦争	16年 労働者年金保険法		
	米内	吉田					
	近衛	安井・金光 小泉（親）		20年 終戦	19年 厚生年金保険法		
	東條	廣瀬・相川					
	小磯	岡田		21年 日本国憲法公布	20年 引揚者対策 20年 旧労働組合法 21年 旧生活保護法 21年 労働関係調整法		
	鈴木（貫）	松村					
	東久邇	芦田		22年 労働省創設 22年 第1次ベビーブーム	22年 新保健所法 22年 食品衛生法 22年 児童福祉法 22年 労働基準法 22年 労働者災害補償保険法 22年 職業安定法 22年 失業保険法 23年 予防接種法 23年 医療法 23年 医師法、歯科医師法、保健婦助産婦看護婦法		
	幣原	河合・吉田					
	吉田	片山		片山・一松	米窪	25年 朝鮮戦争（特需ブーム）	24年 身体障害者福祉法 24年 新労働組合法 24年 緊急失業対策法 25年 精神衛生法 25年 新生活保護法 26年 結核予防法 26年 社会福祉事業法 26年 児童憲章 27年 戦傷病者戦没者遺族等援護法
	片山	片山		加藤			
	吉田	吉田		吉田	27年 講和条約	29年 清掃法 29年 厚生年金保険法改正（定額部分の導入支給開始年齢60歳への引き上げ）	
林（譲）	増田 鈴木（正）						
黒川	保利	29年 神武景気	32年 水道法				
橋本（龍伍）	吉武						
吉武	戸塚	33年 岩戸景気	33年 国保法改正（国民皆保険） 33年 職業訓練法 34年 国民年金法（国民皆年金） 35年 精神薄弱者福祉法 35年 薬事法				
山縣	小坂						
草葉	千葉	35年 所得倍増計画	36年 児童扶養手当法				
鳩山	川崎						
石橋	小林	39年 東京オリンピック いざなぎ景気	38年 老人福祉法 39年 母子福祉法 39年 特別児童扶養手当等法 40年 厚生年金保険法改正（1万円年金、厚生年金基金） 40年 母子保健法 40年 精神衛生法改正（通院医療費の公費負担） 41年 国保法改正（7割給付実現） 41年 雇用対策法 42年 公害対策基本法 42年 第1次雇用対策基本計画				
岸	石橋						
30	岸	神田	松浦	45年 高齢化率7%を越える	44年 厚生年金保険法改正（2万円年金） 45年 廃棄物処理法 45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画 45年 家内労働法		
		堀木	石田				
	池田	橋本（龍伍）	倉石	46年 環境庁設置 46年 ドル・ショック	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法		
		坂田	松野				
	池田	渡邊（良）	石田	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法			
		中山	石田				
	池田	古井	福永	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法			
		灘尾	大橋				
	池田	西村	大橋	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法			
		小林（武）	石田				
池田	神田	石田	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法				
	鈴木（善）	小平					
池田	坊	山手 早川	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法				
	園田	小川					
池田	齊藤（昇）	原	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法				
	内田	野原					
池田	齊藤（昇）	原	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法				
	齊藤（昇）	原					

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時代背景	施策等
50	田中（角）	塩見 斉藤（邦）	塚原 田村	46年 第2次ベビーブーム 47年 札幌オリンピック 48年 福祉元年 48年 オイル・ショック	48年 老人福祉法改正（老人医療費無料化） 48年 健保法改正（家族7割給付、高額療養費） 48年 年金制度改正（5万円年金、物価スライドの導入） 49年 雇用保険法  52年 雇用保険法改正（雇用安定事業創設） 53年 国民健康づくり対策  54年 薬事法改正（新薬承認の厳格化、副作用報告、再評価、GMP等の法制化） 54年 医薬品副作用被害救済基金法  56年 児童福祉法改正、延長・夜間保育の実施  57年 障害者対策に関する長期計画 57年 家庭奉仕員（大幅増員、所得制限撤廃） 57年 老人保健法 58年 浄化槽法 58年 対がん10カ年総合戦略 59年 健保法改正（本人9割給付、退職者医療制度） 59年 雇用保険法改正（再就職手当、高齢求職者給付金の創設） 60年 年金制度改正（基礎年金導入等） 60年 医療法改正（医療計画） 60年 職業能力開発促進法 60年 労働者派遣法 60年 男女雇用機会均等法 61年 老人保健法改正（老人保健施設） 61年 高齢者等雇用安定法（60歳定年の努力義務化） 62年 社会福祉士及び介護福祉士法 62年 精神衛生法改正（人権擁護と社会復帰、名称は精神保健法に改称） 62年 労働基準法改正（週40時間労働制を目標） 63年 第二次国民健康づくり対策 63年 国保法改正（高医療費市町村における運営の安定化）
			長谷川		
		福永 大久保			
		田中（正） 長谷川			
	三木	早川 浦野	藤井	50年 国際婦人年	
	福田	小沢	藤井	54年 国際児童年	
	鈴木（善）	野呂 藤波	藤尾	55年 ベビーホテル問題 55年 第二臨調（財政再建） 56年 国際障害者年 56年 日米貿易摩擦	
村山					
森下 初村					
中曽根	林（義） 大野	坂本	58年 国連・障害者の十年 東京集中		
				渡部（恒）	
	増岡 山口	林（道） 平井		円高	
					今井 斉藤（十）
竹下	藤本 中村	丹羽（兵）	63年 税制改革 01年 改元		
				小泉（純）	
	堀内 福島	塚原		02年 イラク・クウェート侵攻 02年 統一ドイツ誕生  元年 合計特殊出生率が1.57となる	
					戸井田 津島
下条 小里	小里	03年 湾岸戦争 03年 ソ連邦消滅・ロシア連邦その他の誕生  地価下落始まる			
			堀内 福島		
宮澤	山下 近藤		村上	03年 育児休業法 03年 中小企業労働力確保法 04年 健保法改正（中期財政運営の導入） 04年 医療法改正（医療提供の理念の規定） 04年 看護職員人材確保法  05年 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法改正（希少病用医薬品、医療機器の研究開発促進） 05年 福祉用具法 05年 精神保健法改正（グループホームの法定化） 05年 障害者対策に関する新長期計画 05年 パートタイム労働法 05年 労働基準法改正（週40時間労働制原則化、変形労働制導入） 05年 雇用支援トータルプログラム 06年 21世紀福祉ビジョン 06年 地域保健法（保健所機能の強化） 06年 健保法等改正（入院時の食事療養に係る給付の見直し・付添看護の解消）	
					丹羽（雄）
細川	大内 坂口	坂口			
			羽田		
羽田		鳩山（邦）			

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時代背景	施策等	
10	村山（富）	井出	浜本	06年 高齢化率14%を超える	06年 年金制度改正（60歳前半の老齢厚生年金の見直し） 06年 エンゼルプランの策定 06年 新ゴールドプランの策定 06年 がん克服新10か年戦略 06年 高齢者等雇用安定法改正（60歳定年義務化、65歳継続雇用の努力義務化） 06年 雇用保険法改正（高齢雇用継続給付・育児休業給付創設）	
		森井	青木	07年 阪神・淡路大震災	06年 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律 07年 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律 07年 容器包装リサイクル法 07年 障害者プランの策定 07年 精神保健法改正（精神障害者保健福祉手帳制度の創設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改称） 07年 育児休業法改正（介護休業制度創設、名称は育児・介護休業法に改称）	
	橋本（龍太郎）	菅	永井	社会保障構造改革 アジア通貨危機	07年 新総合的雇用対策 08年 らい予防法廃止 08年 薬事法改正（医薬品安全性確保対策の充実） 09年 廃棄物処理法改正（施設設置手続きの明確化・不法投棄対策等） 09年 精神保健福祉士法 09年 児童福祉法改正（保育制度改正） 09年 健保法等改正（本人8割給付） 09年 臓器移植法 09年 介護保険法 09年 男女雇用機会均等法改正（女性に対する差別の禁止等）	
		小泉（純）	岡野		10年 長野オリンピック	10年 日独社会保障協定署名（平成12年2月1日発効） 10年 感染症法 10年 雇用活性化総合プラン
	小淵	宮下	甘利	完全失業率の急上昇 11年 国際高齢者年	11年 緊急雇用対策 11年 新エンゼルプランの策定 11年 精神保健福祉法改正（在宅福祉事業にホームヘルプ・ショートステイを追加、医療保護入院の要件の明確化）	
			丹羽（雄）	牧野	13年 厚生労働省発足	12年 日英社会保障協定署名（平成13年2月1日発効） 12年 年金制度改正（給付総額の伸びの調整等） 12年 医師法改正（臨床研修の必修化） 12年 社会福祉法 12年 労働契約承継法 12年 児童虐待防止法 12年 児童手当法改正（義務教育就学前まで延長）
	森	津島	吉川	15年 イラク戦争		13年 確定給付企業年金法・確定拠出年金法 13年 ハンセン病補償法 13年 社会保障改革大綱 13年 個別労働紛争解決促進法 13年 育児・介護休業法改正（時間外労働の制限等） 13年 総合雇用対策 14年 ワークシェアリングに関する政労使合意 14年 身体障害者補助犬法 14年 薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法改正（市販後安全対策の充実等、血液法の抜本改正） 14年 健康増進法 14年 健保法等改正 14年 食品衛生法改正（輸入食品への罰則強化等） 14年 ホームレス自立支援法 14年 雇用問題に関する政労使合意 14年 改革加速プログラム 14年 多様な働き方とワークシェアリングに関する政労使合意
		坂口	坂口 坂口		15年 食品衛生法等改正（「食品安全基本法」の成立を踏まえた見直し） 15年 次世代育成支援対策推進法 15年 児童福祉法改正（子育て支援事業の法定化） 15年 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法 15年 少子化社会対策基本法 15年 心神喪失者等医療観察法 15年 雇用保険法改正（早期再就職の促進） 15年 新障害者プラン 15年 労働基準法改正（解雇ルールの新策定、有期契約及び裁量労働制に関する見直し） 15年 感染症法及び検疫法改正（感染症対策の充実強化）	
	小泉（純）	菅	永井	10年 長野オリンピック	10年 長野オリンピック	10年 長野オリンピック

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景	施策等
17		尾辻		<p>16年 第3次対がん10か年総合戦略</p> <p>16年 日韓社会保障協定署名（平成17年4月1日発効）</p> <p>16年 日米社会保障協定署名（平成17年10月1日発効）</p> <p>16年 特別障害給付金支給法</p> <p>16年 児童虐待防止法改正（児童虐待の定義の見直し、国及び地方公共団体の責務の改正等）</p> <p>16年 少子化社会対策大綱</p> <p>16年 児童手当法改正（小学校第3学年修了前まで延長）</p> <p>16年 児童福祉法改正（児童相談に関する体制の充実等）</p> <p>16年 育児・介護休業法改正（休業の対象労働者の拡大等）</p> <p>16年 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）の策定</p> <p>16年 水道ビジョン</p> <p>16年 年金制度改正（保険料水準の上限固定及び給付水準の自動調整の仕組みの導入、年金積立金管理運用独立行政法人の設立等）</p>
		川崎		<p>17年 日ベルギー社会保障協定署名（平成19年1月1日発効）</p> <p>17年 日仏社会保障協定署名（平成19年6月1日発効）</p> <p>17年 食育基本法</p> <p>17年 労働組合法改正（不当労働行為事件の審査手続・体制の整備）</p> <p>17年 介護保険法改正（予防重視型システムへの転換等）</p> <p>17年 障害者自立支援法成立（障害種別にかかわらず一元的にサービスを提供する仕組みの創設等）</p> <p>18年 石綿による健康被害の救済に関する法律</p> <p>18年 日加社会保障協定署名（平成20年3月1日発効）</p> <p>18年 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園の制度化）</p> <p>18年 薬事法改正（販売制度改正、違法ドラッグ対策の強化）</p> <p>18年 男女雇用機会均等法改正（性差別禁止の範囲の拡大等）</p> <p>18年 医療法等改正（良質な医療を提供する体制の確立を図る）</p> <p>18年 健保法等改正</p>
19	安倍	柳澤		<p>19年 日豪社会保障協定署名（平成21年1月1日発効）</p> <p>19年 雇用保険法改正（受給資格要件の見直し）</p> <p>19年 パートタイム労働法改正（パート労働者の均衡待遇の確保等）</p> <p>19年 雇用対策法及び地域雇用開発促進法改正（労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化等）</p> <p>19年 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（各国協定ごとに制定してきた実施特例法に代えてその内容を包括的に定めるもの）</p> <p>19年 日本年金機構法</p> <p>19年 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律</p> <p>19年 年金時効特例法（年金記録の訂正に係る年金の支給を受ける権利についての時効の特例等）</p>
		舛添		<p>19年 厚生年金特例法（事業主が被保険者の保険料を源泉控除していたが納付義務の履行が明らかでない場合の厚生年金の保険給付に関する特例等）</p> <p>19年 児童虐待防止法改正（児童の安全確認等のための立入調査等の強化等）</p> <p>19年 労働契約法</p>
20	福田			<p>20年 日オランダ社会保障協定署名（平成21年3月1日発効）</p> <p>20年 日チェコ社会保障協定署名（平成21年6月1日発効）</p> <p>20年 新雇用戦略</p>
			麻生	
21				<p>21年 日イタリア社会保障協定署名</p> <p>21年 雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意</p> <p>21年 育児・介護休業法改正（短時間勤務制度の義務化等）</p> <p>21年 延滞金軽減法（社会保険の保険料等に係る延滞金の軽減）</p> <p>21年 遅延加算法（年金記録の訂正がなされた上で受給権に係る裁定が行われた場合において本来の支給日より大幅に遅れて支払われる年金給付の額について、その現在価値に見合う額になるようにするため、特別加算法を支給）</p>
			鳩山	長妻
22				<p>22年 子ども・子育てビジョンの策定</p> <p>22年 雇用保険法改正（適用範囲の拡大等）</p>

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景	施策等
23	菅	細川（9月～）		22年 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（保険料の引上げ幅を抑制するために必要な財政支援措置等）
				22年 日ブラジル社会保障協定署名（平成24年3月1日発効） 22年 日スイス社会保障協定署名（平成24年3月1日発効） 22年 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律 22年 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律 23年 雇用保険法等改正（賃金日額の引き上げ等） 23年 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 23年 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 23年 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 23年 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（国民年金保険料の納付可能期間の延長）
24	野田	小宮山（9月～）		23年 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 24年 雇用保険法等改正（給付日数の拡充措置の延長等） 24年 児童手当法改正（子ども手当制度の支給対象等も参考としつつ、支給対象年齢を中学校修了前まで延長するとともに手当額を拡充した新しい児童手当制度） 24年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律 24年 国民健康保険法改正（市町村国保の財政基盤強化策の恒久化、財政運営の都道府県単位化の推進等） 24年 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 24年 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 24年 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（支給資格期間の短縮等） 24年 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 24年 高年齢者雇用安定法改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止等）
				三井（10月～）
25	安倍	田村（12月～）		25年 新水道ビジョン 25年 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（厚生年金基金制度の見直し、第3号被保険者の記録不整合問題への対応） 25年 健保法等改正（全国健康保険協会への財政支援措置延長等） 25年 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 25年 薬事法等の一部を改正する法律（医薬品等に係る安全対策の強化医療機器の特性を踏まえた規制の構築、再生医療等製品の特性も踏まえた規制の構築） 25年 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（医薬品の販売方法に関するルールの整備、指定薬物の所持等の禁止） 25年 日ハンガリー社会保障協定署名（平成26年1月1日発効）

## 4 厚生労働省の機構

厚生労働省組織図（平成26年3月末現在）



## 5 主な厚生労働統計調査一覧

### 1 人口・保健福祉全般

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
人口動態調査 (基幹統計調査)  大臣官房統計情報部 人口動態・保健社会統計課	人口動態事象を把握し人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	出生、死亡、死産、婚姻、離婚に関する事項	・出生、死亡、婚姻、離婚については市区町村に届け出られたもの及び外国における日本人に関して届け出られたもの ・死産については市区町村に届け出られたもの	毎月	速報 調査月の約2か月後 月報 調査月の約5か月後 年間推計 調査年の翌年1月1日 月報年計概数 調査年の翌年6月 年報確定数 調査年の翌年9月
国民生活基礎調査 (基幹統計調査)  大臣官房統計情報部 世帯統計室	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を把握し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得る。	世帯業態・構造・類型、家計支出額、医療保険の加入状況、要介護者等の状況、主な介護者の状況、介護サービスの利用状況、就業状況、公的年金の加入・受給状況、入院・通院の状況、自覚症状、所得の種類別金額、課税の状況、生活意識、貯蓄現在高、借入金残高等	全国の世帯及び世帯員 (3年ごとの大規模年は、約28万世帯、72万人を、中間年は約6万世帯、14万人を抽出)	毎年 (直近の大規模調査は、平成25年実施)	集計後速やかに公表
21世紀出生児縦断調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 世帯統計室	平成13年及び平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察するとともに世代による違いを検証し、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族構成、就業の状況、子育ての意識、父母の家事・育児負担状況、子育ての悩みの相談先、食生活習慣、遊びの態様、けが・病気の状況等	・平成13年出生児(全国の平成13年1月10日から同月17日の間及び7月10日から同月17日の間に出生した子のすべて) ・平成22年出生児(全国の平成22年5月10日から同月24日の間に出生した子のすべて)	毎年	集計後速やかに公表
21世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査) (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 世帯統計室	調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族の状況、健康の状況、就業の状況、現在の就業意欲、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況等	・平成14年10月末時点で20～34歳あった男女及びその配偶者 ・平成24年10月末時点で20～29歳であった男女及びその配偶者	毎年	集計後速やかに公表
中高年者縦断調査(中高年者の生活に関する継続調査) (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 世帯統計室	団塊の世代を含む全国の中高年者世代の男女を追跡して、その健康・就業・社会活動について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族の状況、健康の状況、就業の状況、社会活動、住居・家計状況等	平成17年10月末現在で50～59歳であった全国の男女	毎年	集計後速やかに公表
所得再分配調査 (一般統計調査)  政策統括官付 政策評価官室	社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを把握し、社会保障施策の浸透状況、影響度について明らかにする。	性、出生年月、拠出金(生命保険、損害保険の掛金、税金等)、受給金(生命保険、損害保険の保険金)、病院の通・入院状況、治療費支払方法、介護・保育の利用状況	全国の世帯及び世帯員(約15,000世帯を抽出)	3年 (直近は平成23年実施)	集計後速やかに公表
公的年金加入状況等調査 (一般統計調査)  年金局 事業企画課調査室	本調査は、15歳以上の世帯員について、公的年金加入状況と世帯の状況、就業状況、公的年金に関する周知度等を把握することにより、年金の事業運営や新たな年金制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	就業状況、就学状況、公的年金加入状況、老後の生活設計、年金記録問題への取り組みの周知度、世帯構成等	平成22年11月末現在における15歳以上の世帯員(約9万世帯を抽出)	3年 (直近は平成22年実施)	集計後速やかに公表
国民年金被保険者実態調査 (一般統計調査・業務統計)  年金局 事業企画課調査室	国民年金第1号被保険者について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の収入、被保険者の国民年金制度に対する意識、保険料未納の理由など今後の年金制度の検討及び国民年金の事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。	就業及び就学の状況、世帯の状況(消費支出額、生命保険支出額等)、国民年金に関する納付状況、国民年金に関する意識、本人及び世帯の所得の状況等	国民年金第1号被保険者6万人(本人及び世帯の所得の状況については12万人)	3年 (直近は平成23年実施)	集計後速やかに公表

## 2 社会福祉統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
福祉行政報告例 (一般統計調査) 大臣官房統計情報部 人口動態・保健社会統計課 行政報告統計室	社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握し、社会福祉行政運営のための基礎資料を得る。	各都道府県・指定都市・中核市における社会福祉行政の業務実績等	都道府県・指定都市・中核市	毎月・毎年度	10月下旬 毎月(概数)
社会福祉施設等調査 (一般統計調査) 大臣官房統計情報部 社会統計室	全国の社会福祉施設等の数等を明らかにし、社会福祉行政推進のための基礎資料を得る。	施設の経営主体、定員、在所者、従事者等	全国の社会福祉施設等の全数	毎年	9月下旬
地域児童福祉事業等調査 (一般統計調査) 雇用均等・児童家庭局 総務課	保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村(特別区を含む)の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得る。	市町村事業票 保育所定員の弾力化の状況、短時間勤務の保育士の導入状況、保育料の収納事務の私人への委託状況等	市町村、特別区	毎年	9月下旬
介護サービス施設・事業所調査 (一般統計調査) 大臣官房統計情報部 社会統計室	全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備等に関する基礎資料を得る。	(1) 介護保険施設 開設・経営主体、定員、在所者数、従事者数、店質等の状況等 (2) 居宅サービス事業所等 開設・経営主体、利用者数、従事者数等	全国の介護保険施設及び事業所の全数	毎年	9月下旬
社会医療診療行為別調査 (一般統計調査) 大臣官房統計情報部 社会統計室	医療保険制度における医療の給付の受給者にかかる診療行為の内容、傷病の状況、調剤行為の内容及び薬剤の使用状況等を明らかにし、医療保険行政の基礎資料を得る。	診療報酬明細書 年齢、傷病名、診療実日数、診療行為別点数・回数及び薬剤の使用状況(薬品名・使用量等)等 調剤報酬明細書 年齢、処方せん受付回数、調剤行為別点数・回数及び薬剤の使用状況(薬品名・使用量等)等	全国の保険医療機関及び保険薬局から、各都道府県の支払基金支部及び国保団体連合会へ提出され、6月に審査決定された診療報酬明細書及び調剤報酬明細書	毎年	6月下旬
介護給付費実態調査 (一般統計調査) 大臣官房統計情報部 社会統計室	介護サービスの受給にかかる給付費の状況を把握し、介護報酬の改定をはじめとした介護保険制度の円滑な運営に必要な基礎資料を得る。	介護給付費明細書 介護サービス種類別の受給者数及び介護サービス内容別の件数、回数、単位数、費用額等	各都道府県国民健康保険団体連合会等において、審査支払いが完了したすべての介護給付費明細書及び各種台帳	毎月	月報:調査月の翌々月 年度報:8月
介護事業経営概況調査 (一般統計調査) 老健局 老人保健課	介護保険法では、介護報酬は各々のサービスの平均費用の額を勘案して設定することとしていることから、各々の介護サービスについての費用等についての実態を明らかにし、介護報酬改定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	介護保険サービスの実施状況及び収入と支出の状況等	介護保険サービスの指定施設・事業所(介護保険法により厚生労働大臣の指定する地域区分、開設主体により各サービス毎に層化し、1/1~1/60で無作為に抽出)	3年 直近は (平成22年実施)	社会保障審議会介護給付費分科会調査実施委員会において公表
介護事業経営実態調査 (一般統計調査) 老健局 老人保健課	介護保険法では、介護報酬は各々のサービスの平均費用の額を勘案して設定することとしていることから、各々の介護サービスについての費用等についての実態を明らかにし、介護報酬改定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	介護保険サービスの実施状況、収入と支出の状況及び資産と負債の状況等	介護保険サービスの指定施設・事業所(介護保険法により厚生労働大臣の指定する地域区分、開設主体により各サービス毎に層化し、1/1~1/60で無作為に抽出)	3年 直近は (平成23年実施)	社会保障審議会介護給付費分科会調査実施委員会において公表
介護従事者処遇状況等調査 (一般統計調査) 老健局 老人保健課	平成21年度介護報酬改定及び介護職員処遇改善交付金が介護従事者の処遇改善に反映されているかの検証を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	(1) 施設・事業所に関する調査 給与等の引き上げ状況、介護従事者の処遇状況、収支の状況、加算の取得状況、利用者数、職員数等 (2) 従事者に関する調査 性別、年齢、勤続年数、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、兼務の状況、基本給額、一時金額等	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、居宅介護支援事業所(調査対象サービスごとに、1/4~1/20で抽出)	直近は平成22年実施	社会保障審議会介護給付費分科会調査実施委員会において公表

### 3 保健統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
衛生行政報告例 (一般統計調査) 大臣官房統計情報部 人口動態・保健社会統計課 行政報告統計室	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営のための基礎資料を得る。	精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、特定疾患関係、狂犬病予防関係	都道府県・指定都市・中核市	毎年度・隔年 (隔年報の直近は 平成24年実施)	年度報：10月下旬 隔年報：7月中旬
地域保健・健康増進 事業報告 (一般統計調査) 大臣官房統計情報部 人口動態・保健社会統計課 行政報告統計室	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を、実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る。	母子保健等サービスの実施状況、予防接種の状況、保健所の連絡調整等の実施状況、職員の設置状況及び保健所職員の市町村への援助状況、健康増進事業の実施状況等	保健所・市区町村	毎年度	3月中旬
医療施設調査 (基幹統計調査) 大臣官房統計情報部 保健統計室	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	静態調査 施設名、開設者、許可病床数、診療科目、従事者数、診療及び検査の実施状況等 動態調査 施設名、所在地、開設者、処分等の種類、許可病床数等	静態調査 全国の病院及び診療所 動態調査 医療法に基づく届出や処分があった医療施設	静態調査3年 (直近は 平成23年実施) 動態調査 毎年 毎月	10月下旬 毎月(概数)
病院報告 (一般統計調査) 大臣官房統計情報部 保健統計室	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び病院の従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	患者票 在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等 従事者票 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の数	全国の病院及び療養病床を有する診療所	患者票 毎月 従事者票 毎年	毎月(概数) 10月下旬
医師・歯科医師・薬剤師調査 (一般統計調査) 大臣官房統計情報部 保健統計室	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種類、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得る。	住所、性、生年月日、業務の種類、従事する診療科名(薬剤師を除く)、従事先の所在地等	全国の医師、歯科医師、薬剤師	2年 直近は (平成24年実施)	12月上旬
患者調査 (基幹統計調査) 大臣官房統計情報部 保健統計室	医療施設(病院、一般診療所及び歯科診療所)を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。	患者の性別、受療の状況、診療費等支払方法、入院・外来の種類、紹介の状況、病床の種類等	全国の医療施設を利用する患者 (医療施設は病院約6,600、一般診療所約6,000、歯科診療所約1,300を抽出)	3年 直近は (平成23年実施)	10月下旬
国民健康・栄養調査 (一般統計調査) 健康局 がん対策・健康増進課	国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況等を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る。	食事状況(欠食、外食)、食物摂取状況(食品名、摂取量)、身長、体重、血圧、血液検査、歩行数、喫煙、飲酒、運動習慣、生活習慣に関する事項等	全国の世帯及び世帯員(約6,000世帯約18,000人を抽出)	毎年	集計後 速やかに公表
薬事工業生産動態統計調査 (基幹統計調査) 医政局 経済課	医薬品、衛生材料、医療機器及び医薬部外品の生産及び輸出入の実態を明らかにし、薬事行政の基礎資料を得る。	薬効分類・用途区分別等の生産・出荷・月末在庫金額、数量等	医薬品、医薬部外品、医療機器の製造販売事務所及び製造所	毎月 毎年	速報：翌々月 月報：おおむね 4か月後 年報：6月下旬
医療経済実態調査 (医療機関等調査) (一般統計調査) 中央社会保険医療協議会 (保険局医療課)	病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。	(病院用) 損益、職種別常勤職員給料等(一般診療所用) 損益、職種別常勤職員給料等(歯科診療所用) 損益、職種別常勤職員給料等(保険薬局用) 損益	全国の社会保険による診療等を行っている医療機関等 (病院：抽出率 1/3) 一般診療所： 〃 1/20 歯科診療所： 〃 1/50 保険薬局： 〃 1/25	2年 直近は (平成23年実施)	10月下旬

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
医療経済実態調査 (保険者調査) (一般統計調査)  中央社会保険医療協議会 (保険局調査課)	医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。	(土地に関する調査) 施設の種類、面積、取得価額、時価評価額等 (直営保養所、保健会館に関する調査) 建物の面積、帳簿価額、利用者数、経営収支	全国の健康保険組合及び共済組合	2年 直近は (平成23年実施)	10月下旬
受療行動調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 保健統計室	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得る。	病院を選んだ理由、病院を選択する際の情報源、今後の治療・療養の希望、待ち時間・診察時間、セカンドオピニオン、病院で請求された金額・負担感、説明の状況、満足度等	全国の一般病院を利用した患者 (約500施設)	3年 直近は (平成23年実施)	9月下旬
生活衛生関係営業経営実態調査  健康局 生活衛生課	生活衛生関係営業の経営の実態及び社会的諸条件について調査し、健全な経営に必要な将来展望を明らかにする業種別の経営指導指針を作成するための基礎資料を得る。	店舗の状況、経営状態、従業員、施設、設備、経営者意識に関する事項	調査時において行政需要を勘案して選定した業種の営業施設	毎年	調査時より おおむね1年後

#### 4 雇用統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
毎月勤労統計調査 (基幹統計調査) 全国調査	常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について全国的変動を明らかにする。	賃金、労働時間、常用労働者数、常用労働者の種類等	日本標準産業分類(平成19年11月改定)による16大産業、事業所規模5人以上の事業所	毎月	速報 調査月の翌月末から翌々月初め 確報 調査月の翌々月中旬
地方調査	常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について都道府県別の変動を明らかにする。	全国調査に同じ	全国調査に同じ	全国調査に同じ	速報 調査月の翌々月中
特別調査 大臣官房統計情報部 雇用・賃金福祉統計課	1~4人の常用労働者を雇用する小規模事業所の雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにする。	賃金、労働時間、常用労働者数、勤続年数等	16大産業、事業所規模1~4人の事業所	毎年	12月
雇用動向調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 雇用・賃金福祉統計課	主要産業における入職、離職と未充足求人の状況並びに入職者、離職者について個人別に属性、入職・離職に関する事情等を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とする。	事業所一常用労働者の異動状況、未充足求人数等 入職者一入職経路、前職の有無、離職期間、賃金変動状況等 離職者一職業、勤続期間、離職理由等	日本標準産業分類(平成19年11月改定)による16大産業、事業所規模5人以上の事業所、調査年中の調査事業所における入職者及び離職者	年2回	年計8月、 上半期12月
雇用の構造に関する実態調査 (一般統計調査) 平成25年：若年者雇用実態調査	事業所における若年労働者の雇用状況、若年労働者の就業に関する意識など若年者の雇用実態について、事業所側、労働者側の双方から把握することにより、若年者の雇用に関する諸問題に的確に対応した施策の立案等に資することを目的とする。	(事業所調査) 事業所の属性、就業形態別労働者数(正社員、正社員以外の労働者)(若年労働者)、過去1年間における若年労働者の採用について、若年者を受け入れるために実施している又は実施予定(検討中)の制度、若年労働者の定着状況の変化、若年労働者の定着のための対策について、若年労働者に期待する勤続期間階級(正社員(新規学卒者)、中途採用者)、正社員以外の労働者)、若年労働者の育成について、正社員以外の労働者の正社員への転換について、フリーターについて、学校、行政等に対する要望  (個人調査) 個人の属性、働いている理由、職業能力の向上・習得について、資格・免許について、現在の就業状況について、今後の職業生活について、今後の就業についての希望、	(事業所調査) 日本標準産業分類(平成19年11月改定)による16大産業、常用労働者5人以上の事業所  (個人調査) 上記の事業所で就業している若年労働者	不定期	平成26年8月予定

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
大臣官房統計情報部 雇用・賃金福祉統計課		これまでの就業について、初めて就職する会社を選択する際に重視した項目、初めて就職した会社を決定する際に参考とした意見、学校での職業指導の有用性、初めて就職した会社の現在の勤務の有無、初めて就職した会社での職種、初めて就職した会社の離職理由、初めて就職した会社の勤続期間階級、今までに就職した会社数、転職経験の活用状況			
大臣官房統計情報部 雇用・賃金福祉統計課	労働経済動向調査 (一般統計調査)	景気の変動、労働力需給の変化等が雇用、労働時間、賃金等に及ぼしている影響やそれらに関する今後の見通し等を調査し、労働経済の変化の方向等を把握し、労働政策の基礎資料とする。	生産・売上等の動向、雇用、労働時間の動向、常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数、雇用調整等の実施状況等	日本標準産業分類（平成19年11月改定）による12大産業に属する常用労働者30人以上の民営事業所	年4回 3月上旬、6月上旬、9月上旬、12月上旬
大臣官房統計情報部 雇用・賃金福祉統計課	労使関係総合調査 (一般統計調査)				
	①労働組合基礎調査	我が国におけるすべての労働組合を対象として、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合及び労働組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らかにする。	労働組合の種類、適用法規、組合員数、加盟上部組合の系統等	全国のすべての労働組合	毎年 12月
	②実態調査	労働組合の組織及び労働組合の活動の実態、団体交渉や労働協約締結・労働争議に係る状況、労使コミュニケーションの状況等労使関係の実態を明らかにする（ローテーション）	(平成25年調査：労働組合活動等に関する実態調査) 労使関係についての認識、労働組合役員、労働組合財政、正社員以外の労働者、個別労働問題への取組、就業形態別労働者・組合員の有無、組合加入資格の有無、労働組合の組織拡大、メンタルヘルス、賃金・退職給付制度の改定、企業組織の再編等に関する事項	16大産業に属する民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合	毎年 6月
大臣官房統計情報部 雇用・賃金福祉統計課	労働争議統計調査 (一般統計調査)	我が国における労働争議の状況を明らかにする。	争議の総参加人員、行為参加人員、争議行為形態別期間、争議行為形態別行為参加人員、争議行為形態別労働損失日数等	全争議	毎月 8月
雇用均等・児童家庭局 短時間・在宅労働課	家内労働等実態調査 (一般統計調査)	家内労働に関する施策を推進するための基礎資料を得る。	委託者の委託条件等 家内労働者の労働条件等 在宅就業の実態等	全国の委託者、家内労働者、在宅就業の受発注者の中から一定の方法で抽出	3年 直近は 平成23年実施 調査年度の3月を予定
雇用均等基本調査 (平成19年度より「女性雇用管理基本調査」から名称変更) (一般統計調査)	主要産業における男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握する。	男女雇用機会均等法に基づく企業における女性の採用、配置等の雇用状況及び育児・介護休業制度の規定・運用状況等に関する事項等	(企業調査) 16大産業に属する常用労働者10人以上の民営企業(事業所調査) 16大産業に属する常用労働者5人以上の民営事業所	毎年 7月予定	
雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課	能力開発基本調査 (一般統計調査)	我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を正社員・非正社員の別に明らかにし、職業能力開発行政に資する。	(企業調査) 企業の概要、OFF-JT及び自己啓発支援に支出した費用等 (事業所調査) 事業所の概要、教育訓練の実施状況、人材育成、キャリア形成支援、技能の継承等 (個人調査) 労働者の属性、教育訓練受講状況、自己啓発実施状況、職業生活設計等	(企業調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって、常用労働者30人以上の民営企業 (事業所調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって常用労働者30人以上の民営事業所 (個人調査) 事業所調査の対象事業所に就業している常用労働者	毎年 3月予定
職業能力開発局 総務課基盤整備室					

## 5 賃金福祉統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
賃金構造基本統計調査 (基幹統計調査)  大臣官房統計情報部 賃金福祉統計室	主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにする。	きまって支給する現金給与額、年間賞与その他特別給与額、労働者の種類、職種、役職、性、年齢、最終学歴、勤続年数、新規学卒者の初任給額等	16大産業に属する5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所及び労働者	毎年	11月 (初任給) 1月 (都道府県別速報) 2月 (全国)
就労条件総合調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 賃金福祉統計室	我が国の企業の賃金制度、労働時間制度、労働費用、福祉施設・制度、退職給付制度、定年制等について総合的に調査し明らかにする。	労働時間制度、定年制等に関する事項等	15大産業に属する常用労働者30人以上の民営企業	毎年	10月
賃金引上げ等の実態に関する調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 賃金福祉統計室	労働組合のない企業を含めた民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握する。	1人平均賃金の改定額・改定率、賃金の改定方式、賃金の改定事情、賞与支給状況、賞与決定方式等	15大産業に属する常用労働者100人以上の民営企業(ただし、製造業、卸売業、小売業は30人以上)	毎年	11月
労働災害動向調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 賃金福祉統計室	主要産業における年間の労働災害の発生状況を明らかにする。	延べ実労働時間数、労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数等	(事業所調査) 主要産業に属する常用労働者10人以上の事業所(常用労働者10~29人は製造業の特定8産業)  (総合工事業調査) 労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上または工事請負金額1億9,000万円以上の工事現場	(事業所調査) 毎年  (総合工事業調査) 半年	(事業所調査) ・常用労働者100人以上の事業所 5月 ・常用労働者10人以上の事業所 11月  (総合工事業調査) 5月
労働安全衛生調査 (実態調査) (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 賃金福祉統計室	事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の労働災害防止等に対する意識を把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とする。	(事業所調査) 企業及び事業所に関する事項、労働災害に関する事項、安全衛生管理体制に関する事項、危険性・有害性の低減に向けた措置(リスクアセスメント)に関する事項、安全衛生教育に関する事項、メンタルヘルス対策に関する事項、受動喫煙防止対策に関する事項、非正規労働者対策に関する事項、労働安全衛生活動への外部専門家等の活用状況、高齢労働者の労働災害防止対策に関する事項、腰痛予防対策に関する事項、熱中症予防対策に関する事項 (労働者調査) 労働者の属性等に関する事項、安全衛生意識に関する事項、ヒヤリ・ハット体験に関する事項、勤務の状況に関する事項、一般健康診断に関する事項、喫煙に関する事項	(事業所調査) 農業、林業(林業に限る。)、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所 (労働者調査) 上記事業所に雇用される労働者	5年 直近は (平成25年実施)	9月

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
建設業労働災害防止対策等総合実態調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 賃金福祉統計室	建設業における安全衛生管理体制、安全衛生活動、工事の施工体制、現場での安全衛生教育・指導の状況、労働者の安全衛生意識等の実態を把握するとともに、特に、第11次労働災害防止計画において特定災害対策及び労働災害多発業種対策として重点施策に位置づけられている各種先行工法ガイドラインの施行状況や労働安全衛生マネジメントシステムやリスクアセスメントの実施状況を明らかにすることにより、今後の労働安全衛生行政運営に資する。	(事業所調査) 事業所に関する事項、安全衛生管理体制に関する事項、安全衛生活動に関する事項等 (工事現場調査) 工事現場に関する事項、安全衛生管理体制に関する事項、安全衛生活動に関する事項等 (労働者調査) 労働者の属性に関する事項、就業中の「ヒヤリ・ハット体験」に関する事項、労働災害防止対策として希望する事項等	(事業所調査) 建設業に属する常用労働者5人以上100人未満の民営事業所 (工事現場調査) 労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上または工事請負金額が1億9,000万円以上の工事現場 (労働者調査) 上記工事現場で建設労働に従事する労働者	5年 直近は 平成21年実施	9月
労働者健康状況調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 賃金福祉統計室	労働者の健康状況、健康管理の推進状況等を把握し、労働者の健康確保対策、自主的な健康管理の推進等労働衛生行政の推進に資する。	(事業所調査) 事業所の属性等に関する事項、健康管理対策の実施状況に関する事項等 (労働者調査) 労働者の属性等に関する事項、勤務状況等に関する事項、自己の健康状況及び自主的健康管理に関する事項等	(事業所調査) 農業、林業(林業に限る。)、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)に属する常用労働者10人以上の民営事業所 (労働者調査) 上記事業所に雇用される労働者	5年 直近は 平成24年実施	9月
労働環境調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 賃金福祉統計室	危険有害業務の状況及び労働環境の変化等の労働者への影響を把握し、快適な職場環境の形成など労働安全衛生対策の推進に資する。	(事業所調査) 事業所に関する事項、職場環境に関する事項、有害業務従事労働者の健康管理に関する事項、有害業務の作業環境等に関する事項、化学物質管理に関する事項 (労働者調査) 労働者の属性に関する事項、職場環境に関する事項、有害業務に関する事項、有機溶剤に関する事項、化学物質に関する事項 (ずい道・地下鉄工事現場調査) 工事現場に関する事項、工事現場の作業環境に関する事項、粉じん抑制対策に関する事項等	(事業所調査) 鉱業、建設業、製造業、運輸業(道路貨物運送業に限る。)、サービス業(洗濯・理容・美容・浴場業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業に限る。)に属する常用労働者10人以上の民営事業所 (労働者調査) 上記事業所に雇用される現場作業労働者 (ずい道・地下鉄工事現場調査) 建設業(ずい道建設工事、地下鉄新設工事に限る。)で労働者災害補償保険の概算保険料160万円以上又は工事請負金額1億9,000万円以上の工事現場	5年 直近は 平成18年実施	9月
賃金事情等総合調査  中央労働委員会	労働争議の調整の参考資料	①賃金事情調査(賃金体系、諸手当の内容、賃金増額と配分状況、年齢ポイント別の賃金水準等) ②退職金・年金及び定年制事情調査(退職金・年金制度の内容、支給の実態、年齢ポイント別の退職金水準等) ③労働時間、休日、休暇調査(年間所定労働時間、年間労働日数、年間休日数、所定外労働の賃金割増率、年次有給休暇、特別休暇制度、フレックスタイム制度等)	資本金5億円以上、労働者1,000人以上の企業のうちから、中央労働委員会事務局が労働争議の調整の必要から独自に選定した企業	①は毎年 ②、③は隔年	集計が完了次第 調査の結果速報は1月予定、結果報告は4月予定

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
最低賃金に関する実態調査 (一般統計調査)  労働基準局 労働条件政策課	中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議のための基礎資料を得る(最低賃金に関する基礎調査票、賃金改定状況調査票を使用)。	賃金改定実施状況別事業所割合、事業所の平均賃金改定率、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率等	賃金改定状況調査票については、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)の事業所規模30人未満の事業所(最低賃金に関する基礎調査票については、製造業の事業所規模を100人未満に変更し、事業所規模100人未満の情報通信業のうち新聞業・出版業の事業所を追加)	毎年	7月以降 最低賃金審議会の資料として公表
大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査  職業安定局 若年者雇用対策室	毎年3月に大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校を卒業する予定の学生・生徒について就職内定状況等を把握し、就職問題に適切に対処するための参考資料を得る。	・調査対象校における調査対象母集団数 ・調査対象校における本調査の調査対象者数(標本数) ・調査対象者の進路希望 ・就職希望者の在学における専攻内容 ・調査対象者が企業等より内定を受けた時期	文部科学省及び厚生労働省において、設置者・地域の別を考慮して全国から抽出した大学(62校(うち、国立大学21校、公立大学3校、私立大学38校))短期大学(20校)、高等専門学校(10校)、及び専修学校(20校)の卒業予定者のうちから、一定の方法により抽出した6,250人	年4回 (10月、12月、 2月、4月)	・10月調査 ・11月中旬  ・12月調査 ・01月中旬  ・2月調査 ・3月中旬  ・4月調査 ・5月中旬
労務費率調査 (一般統計調査)  労働基準局 労災補償部 労災管理課	請負による建設事業について、賃金実態を把握し、労災保険料の算定に用いる現行の労務費率の改定の基礎資料とする。	工事の請負金額、保険料、支払賃金額等	建設事業	原則として3年	労働政策審議会 労働条件分科会 労災保険部会の資料として公表
障害者雇用実態調査  職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課	主要産業の民営事業所における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用者数、雇用管理上の措置等を調査するとともに、雇用されている障害者本人に対し、職場環境・職場生活等を調査し、その実態を明らかにし、今後の障害者の雇用施策の検討及び立案に資する。	(事業所調査) 障害のある雇用労働者の障害の種類・程度、給与、労働時間、勤続年数、雇用状況等 (個人調査) 上記事業所に雇用されている障害者個人の住居、生活状況、離職理由、職場における配慮の状況等	(事業所調査) 16大産業に属する常用労働者5人以上の民営事業所 (個人調査) 上記の事業所調査の対象事業所に雇用されている身体障害者、知的障害者及び精神障害者	5年 直近は (平成20年実施)	調査後10ヵ月以内を予定